

古賀市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（法第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部免責に関し必要な事項を定めるものとする。

（損害賠償責任の一部免責）

第2条 市長等の市に対する損害を賠償する責任は、市長等が職務を行うことにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせるものとする。

- (1) 市長 6
- (2) 副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は
監査委員 4
- (3) 農業委員会の委員又は固定資産評価審査委員会の委員 2
- (4) 職員（前2号に掲げる職員を除く。） 1

（委任）

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の規定は、令和3年4月1日以降の市長等の行為に基づく損害賠償責任について適用する。